

美容電気脱毛 医師法違反容疑の事例

年月	不起訴を求めた理由と処分
1984年4月 【大津】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気脱毛は高度な医学的知識を必要としない。</li> <li>・電気脱毛は疾病治療ではなく、施術者もその認識がない。</li> </ul> <p><u>1986年2月不起訴</u></p>
1985年10月 【釧路】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・示談が成立しており実害がない。</li> <li>・起訴することによる社会的影響が大きい。</li> </ul> <p><u>1986年12月不起訴</u></p>
1987年1月 【日本消費者連盟による告発】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広く普及しており、本件を処罰することは公平性を欠く。</li> <li>・厚生省（現厚生労働省）は通達をただけで具体的な取り締まりなどは行っていない。</li> <li>・エステティック業界で技術向上など安全な電気脱毛の確立が進められている。</li> <li>・消費者との紛争も解決済みである。</li> </ul> <p><u>1988年9月不起訴</u></p>
1994年12月 【大阪】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・示談が成立しており実害がない。</li> <li>・厚生省（現厚生労働省）は通達に基づく具体的な指導等をしていない。</li> <li>・日本エステティック研究財団での資格制度創設の動きなど安全な電気脱毛の認知が進み、厚生省に報告されている。</li> <li>・不起訴の前例が複数ある。</li> </ul> <p><u>1995年12月不起訴</u></p>

1997年11月第141回国会・衆議院厚生委員会において厚生省（当時）より次のような見解・提言が示されている。

- ① 電気脱毛は医療行為であるとの見解が出されているが、その後の機器の進歩、技術の向上等により可罰的違法性はないケースもあり、一律に取り締まりの対象とはならない。
- ② 業界団体は自主的に技術水準の向上及び営業の適正化を図るべきである。

2016年2月 【宮城】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術、機器の安全性がさらに高まり、厚生省（当時）の提言に沿った業界自主基準などが策定されている。</li> <li>・不起訴の前例が複数ある。</li> </ul> <p><u>2016年12月不起訴</u></p>
-----------------	--

（一般社団法人 日本スキン・エステティック協会調査）